

## 令和5年度青森県幼児教育緊急環境整備費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、質の高い環境で、子どもを安心して育てることができる体制整備を推進するため、幼保連携型認定こども園（公立を除く。）が行う幼児教育緊急環境整備事業に要する経費について、令和5年度予算の範囲内において、当該幼保連携型認定こども園に対し、青森県幼児教育緊急環境整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、教育支援体制整備事業費交付金実施要領（平成27年5月21日付け文部科学省初等中等教育局長裁定。以下「実施要領」という。）及び青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業)

第2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、幼児教育緊急環境整備事業（実施要領第1の①に定める「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」の取組により実施する事業をいう。）とする。

### (交付の対象、補助基準額及び補助金の額)

第3 補助事業の内容（以下「事業内容」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助基準額及び補助率は、別紙のとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の合計額と補助基準額のいずれか低い額に補助率を乗じて得た額以内の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (申請書等)

第4 規則第3条第1項の申請書は、様式第1号によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金申請額明細書（様式第2号）
- (2) 採択理由書（様式第3号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

### (補助金の交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 事業内容の変更（補助金の額の増減を伴わない知事が認める軽微な変更を除く。）をする場合において、事業変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出してその承認を受けること。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに事業遅延等報告書（様式第6号）を知事に提出してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和6年4月1日から5年間保管しておくこと。
- (5) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、財産管理台帳（様式第7号）その他の関係書類を作成し、前項の期間が経過する日又は補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（平成14年文部科学省告示第513号）（以下「告示」という。）に定める処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで、前項書類等と併せて整備保管すること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、告示に定める処分を制限する財産については、前号に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならないこと。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合において、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (9) 補助事業者が前各号の規定により付した条件に違反した場合において、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（申請の取下げの期日）

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

2 交付の申請の取下げは、交付申請取下書（様式第8号）を知事に提出して行うものとする。

（補助金の交付方法）

第7 補助金は、補助事業の完了後交付する。

（補助金の請求）

第8 補助金の請求は、補助金請求書（様式第9号）を提出して行うものとする。

(状況報告)

第9 規則第10条の規定による報告は、知事が求めたときに、速やかに状況報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 補助金状況報告書（様式第11号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(実績報告)

第10 規則第12条の規定による報告は、補助事業完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和6年4月5日のいずれか早い期日までに、事業完了（廃止）実績報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 補助金実績報告書（様式第13号）
- (2) その他知事が必要と認める書類
- (3) 財産管理台帳（様式第7号）の写し

附 則

この要綱は、令和5年10月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

## 別 紙

### 1 事業内容

幼児教育の質の向上のため、質の高い環境で、子どもを安心して育てることができ  
る体制を整備することを目的として行う遊具その他施設の環境の整備に関する事業  
(ただし、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに行うものに限る。)

### 2 補助金の交付の対象となる事業者

幼保連携型認定こども園

### 3 補助対象経費

遊具、運動用具、教具、保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備の整備に要  
する経費(短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く。)

### 4 補助基準額及び補助率

#### (1) 補助基準額

1 施設当たり 2,000千円

#### (2) 補助率 1/2